

浦臼町不育症治療費助成事業のご案内

浦臼町では、不育症治療を受けている方の経済的・精神的負担の軽減と、安心して子どもを産み育てることができる環境作りを目的として、平成30年4月1日より、浦臼町不育症治療費助成事業を実施しています。

対象者

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡（生後1週未満の子の死亡）の既往がある方のうち次の全ての要件に該当する方（ただし、同一の検査・治療に関して他市町村から同等の給付を受けた方又は受ける見込みのある方は除きます。）

- 1 夫婦のいずれかが、町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方。
- 2 法律上の婚姻をしていること。
- 3 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関（複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科）において検査又は治療を受けた方であること。
- 4 夫及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のない方。

対象となる検査・治療

- 1 不育症の因子を特定するための検査
子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査
- 2 検査結果に基づく治療
手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤・インスリンを用いた治療、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

助成内容

不育症治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成します。ただし、北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた方は、北海道不育症治療費助成事業による助成額を除いた額が10万円に満たない場合は、その額を上限として助成します。（検査・治療については、平成30年4月1日以降に実施したものとし、過去に1度もスクリーニング等を受けていない場合は助成の対象外となります。）

- (1) 「1回の検査・治療」は、原則、検査と妊娠を経て出産（又は流産・死産）に至るまでに実施した治療のことをさします。
- (2) 医師の判断により治療を終了した場合や、治療を実施しなかった場合については、検査と治療終了までに要した費用を助成します。
- (3) スクリーニング等の結果、医師の判断により治療を実施しなかった場合や、他の診療科（産科及び婦人科以外）での治療とした場合は、検査に要した費用のみ助成します。

申請方法

1、北海道不育症治療費助成事業・浦臼町不育症治療費助成事業の両方に該当する方

- (1) 検査・治療が終了した年度内に居住地を管轄する道立保健所に原則として 1 回の検査・治療の終了毎に終了した日の翌日から 60 日以内に申請します。
- (2) 認定されると北海道より不育症治療費の助成を受けられます。
- (3) 浦臼町へ申請をします。
(北海道不育症治療費助成事業による助成が決定された日から 1 か月以内)
- (4) 認定されると浦臼町から不育症治療費の助成を受けられます。

浦臼町への申請に必要なもの

浦臼町不育症治療費助成事業申請書

北海道不育症治療費助成事業受診等証明書及び指令書の写し

不育症治療に係る領収書の写し

住民票（記載事項（個人番号を除く）を省略していない発行日から 3 か月以内のもの）

戸籍謄本（発行日から 3 か月以内のもの）

夫婦 2 人とも浦臼町に住民登録を有する方は提出不要です。

振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの

印鑑

北海道不育症治療費助成事業の該当要件・申請に必要な書類については、北海道不育症治療費助成事業のご案内をご覧ください。

は窓口で記載していただき、は町より保健所へ提出を依頼します。そのため、窓口に来所される際は ~ を持参してください。

2、浦臼町不育症治療費助成事業のみ申請する方

- (1) 浦臼町保健センターへ治療が終了した日の翌日から 60 日以内に申請します。
- (2) 認定されると浦臼町から不育症治療費の助成を受けられます。

申請に必要なもの

浦臼町不育症治療費助成事業申請書

浦臼町不育症治療費助成事業受診等証明書

不育症治療に係る領収書の写し

住民票（記載事項（個人番号を除く）を省略していない発行日から 3 か月以内のもの）

戸籍謄本（発行日から 3 か月以内のもの）

夫婦 2 人とも浦臼町に住民登録を有する方は提出不要です。

印鑑

振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの

は窓口で記載していただきます。

は浦臼町保健センターにて発行しています。

【お問い合わせ】 浦臼町保健センター内 子育て世代包括支援センター 電話（0125-69-2100）

不 育 症 治 療 費 助 成 事 業

北海道不育症治療費助成事業

2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次の 1～4 までの全ての要件に該当する方

1. 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者
(札幌市、旭川市及び函館市を除く)
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 夫及び妻の前年の所得の合計が 730 万円未満であること
4. 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において検査又は治療を受けていること

浦臼町不育症治療費助成事業

2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次の 1～4 までの全ての要件に該当する方

1. 夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、かつ 1 年以上経過している方
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において検査又は治療を受けていること
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない方



1 回の検査・治療につき 10 万円まで助成

注意点

- ・検査・治療については、平成 29 年 4 月 1 日以降に実施したものの、過去に 1 度もスクリーニング等を受けていない場合は助成の対象外となります。
- ・医師の判断により治療を終了した場合については、検査と終了までに要した治療費を助成
- ・検査の結果、医師の判断により治療を実施しなかった場合や、他の診療科での治療とした場合は、検査に要した費用のみ助成



浦臼町不育症治療費助成事業の対象となる方



不育症治療に要した費用に対して

1 回の検査・治療につき 10 万円まで助成

注意点

- ・北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた方は、北海道不育症治療費助成事業による助成額を除いた額が 10 万円に満たない場合、その額を上限として助成します。
- ・検査・治療については、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施したものとし、過去に 1 度もスクリーニング等を受けていない場合は助成の対象外となります。

詳細については、「北海道不育症治療費助成事業のご案内」「浦臼町不育症治療費助成事業のご案内」をご覧ください。